

令和 7 年度 第 1 回

名古屋市都市計画審議会

議事録

名古屋市都市計画審議会

名古屋市都市計画審議会議事録

1 日時 令和7年8月7日(木) 午後2時30分～午後3時35分

2 場所 名古屋市役所東庁舎5階 大会議室

3 委員の定数、出席委員数及び出席者氏名

委員の定数 19名

出席委員数 15名

出席者氏名

(会長) 森 川 高 行

(委員) 石 川 良 文 伊 藤 亘

有 村 尚 子 田 中 淳 子

田 中 豊 服 部 明 彦

秀 島 栄 三 吉 田 輝 美

さわだ 晃 一 田 辺 雄 一

渡 辺 やすのり 久 野 美 穂

鈴 木 孝 之

松 田 典 視 (代 理 奥田 博也)

(事務局幹事) 伊 藤 大 山 下 直 人

塩 沢 洋 清 水 敏 治

鶴 田 法 仁 稲 垣 太 朗

河 村 幸 宏

(書記) 服 部 修 一 朗

4 傍聴者の人数 3名

5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 都市計画案件

第 1号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について(付議)	[公開]
第 2号議案	名古屋都市計画風致地区の変更について(付議)	[公開]
第 3号議案	名古屋都市計画道路の変更について(付議)	[公開]
第 4号議案	名古屋都市計画緑地の変更について(付議)	[公開]
第 5号議案	名古屋都市計画地区計画の決定 (大清水学術・研究開発拠点地区計画) について(付議)	[公開]

6 議事の概要

午後 2 時 30 分開始

都市計画課長
(幹事)

皆さんおそろいですので、ただいまより、令和 7 年度第 1 回の名古屋市都市計画審議会を開催いたします。

私は、名古屋市都市計画審議会の事務局幹事で、住宅都市局都市計画部都市計画課長の鶴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ご案内の通り、名古屋市では「エコ・スタイル運動」を実施しておりまして、事務局一同エコ・スタイルで出席しております。委員の皆様におかれましても、よろしければ、上着などをお取りいただいて、ご審議に臨んでいただければと思います。

なお、本日、委員の皆さまお一人に 1 台ずつ、お手元にタブレット端末を配置させていただいておりますが、タブレット端末に不具合が生じた場合は、お近くの職員にお声がけいただければと思います。

また、昨年度第 3 回都市計画審議会でご議論いただきました、なごや集約連携型まちづくりプラン（立地適正化計画）について、3 月 25 日に、プランを改定いたしました。本日、お手元に改定後のプランをお配りしておりますので、適宜お持ち帰りください。なお、審議会の際には、机上にご用意いたしますので、ご自宅等に紙冊子が不要な方はそのまま机上に置いていただければと思います。

続きまして、会議の公開について確認いたします。

本日の会議は、内容に非公開情報を含んでいないことから、名古屋市情報公開条例第 36 条に基づき、公開とさせていただきます。

次に、僭越ではございますが、事務局から、本日ご出席の委員の皆様を、お手元の名簿の順にご紹介いたします。

まず、学識経験者の委員の皆様をご紹介します。

石川良文委員でございます。

伊藤亘委員でございます。

有村尚子委員でございます。

田中淳子委員でございます。

田中豊委員でございます。

服部明彦委員でございます。

秀島栄三委員でございます。

森川高行委員でございます。

吉田輝美委員でございます。

なお、服部敦委員、原田守博委員、松本幸正委員、吉永美香委員は、本日ご欠席でございます。

次に、市会議員の委員の皆様をご紹介します。

さわだ晃一委員でございます。

田辺雄一委員でございます。

渡辺やすのり委員でございます。

久野美穂委員でございます。

鈴木孝之委員でございます。

続きまして、臨時委員をご紹介いたします。

本日は臨時委員として、愛知県警察本部交通部長の松田典視委員の代理で、交通規制課調査官の奥田博也様にご出席いただいております。

最後になりましたが、事務局幹事をご紹介いたします。

住宅都市局長の伊藤でございます。

都市整備担当局長の山下でございます。

まちづくり推進担当局長の塩沢でございます。

都市計画部長の清水でございます。

防災・都市施策担当課長の稲垣でございます。

街路計画課長の河村でございます。

事務局を代表いたしまして、伊藤住宅都市局長よりご挨拶申し上げます。

住宅都市局長
(幹事)

改めまして、皆さんこんにちは。局長をしております伊藤です。

委員の皆様方には、日頃より都市計画行政にご指導、ご鞭撻いただきますとともに、本日、審議会に出席いただきまして、大変ありがとうございます。一言、ご挨拶申し上げます。

連日の報道で話題に上っているのが、大阪関西万博ですけど、国際博覧会ふりかえりますと、愛・地球博からちょうど20周年、これで名古屋のまちも進んで参りました。

大阪関西万博ですけど、二つ、市として、取り組みがありまして、一つが、再来週、今月22日金曜日から日曜日の24日、3日間、万博会場で、県と共同で、ステージイベントやブース出展を開催するという予定になっております。愛・地球博記念公園と中継を結んで、愛知万博の理念承継プログラムですとか、或いは来年、2026年9月開催のアジア・アジアパラ競技大会に向けたPR、あとは、愛知・名古屋の魅力発信、こういったことを行う予定となっております。

もう一つが、名古屋市として取り組みがありまして、来月、9月の13日と14日の2日間、愛・地球博開催時に、サテライト会場が置かれていましたささしまライブ、こちらにおいて20周年記念行事を開催いたします。そちらで、地球の未来を考えるということで、その趣旨のメモリアルシンポジウムなどを実施する予定となっております。

今、お話を挙げました「ささしまエリア」ですけども、この20年間、開発がおかげさまで進みまして、大学、ホテルですとか、商業施設、あと、目の前をみますと、中川運河掘止地区、こういったところの空間の魅力が高まっています。まちびらきが平成29年10月で、市の中でも、最も若いまち、エリアの1つかなと思っております。

中川運河掘止地区の開発が進むことができておりまして、まだまだそれでも伸びしろがありますので、ぜひご指導ご鞭撻ご協力いただきまして、あそこの魅力を高めていきたいと我々一同考えております。

やはり、今後も民間の成長を促したり、或いは他の地区との連携をより発揮できるようにするといったところが、あそこのエリアの魅力を高めていくことかなと考えております。

さて、本日ご審議いただきます件ですけど、3件ございます。

案件1、一つ目ですけど「未着手都市計画道路」、このうちの山手植田線など、こちらの見直しについて、が一つ目。二つ目、案件2ですけども、こちらも「長期未整備」。こちら、公園緑地の方ですけど、「勅使ヶ池緑地」こちらの見直しについてです。この2つは、整備プログラム等に基づいて見直しを行うといったところです。

最後、三件目が、案件3「大清水学術・研究開発拠点地区」についてと題してありますが、こちらは学校法人藤田学園様より、都市計画提案を受けまして、その目的となる一つが、「医療・学術拠点としての機能継続・充実」のため、施設を更新するといったところ。もう一つが、「みどりの回復・創出による自然共生」この2点の両立を図るものだという目的を持ちながら、都市計画決定と変更を行う必要性、我々認められると判断いたしましたものなので、本日お諮りするものでございます。

長丁場になるかもしれませんが、本日もご審議のほど、よろしく賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

都市計画課長
(幹事)

それでは、名古屋市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。

議長

それでは、以降、私の方で議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本日の定足数について、書記に報告を求めます。

書記

定足数について、ご報告申し上げます。

本日の定数は、臨時委員を含めまして19名でございます。このうち、ただいまご出席いただいております委員は、15名で過半数となっておりますので、本審議会は定足数を満たしてございます。

以上ご報告申し上げます。

議長

お聞きいただきました通り、本日の会議は成立しております。

次に、本日の議事録署名者を定めたいと思います。

議事録署名者は、毎回、委員名簿の順番で学識経験者と市会議員の方々から1名ずつお願いしております。そこで、学識経験者の方につきましては田中淳子委員に、市会議員の方につきましてははさわだ委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

両委員

(了承)

議長

なお、議事録には、発言いただいた委員のお名前を明記しない取り扱いとなっておりますので、名前の明記を希望される方は、発言する際にその旨言っていたくようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、(1) 都市計画案件として第1号議案から第5号議案の5議案を予定しております。

これらの議事の進め方ですが、事前に事務局から提案があると聞いておりますので、説明を受けたいと思います。

都市計画課長
(幹事)

本日の議事進行につきまして、ご提案させていただきます。

右上に「案件概要」と記載してある資料をご覧ください。関連する議題につきましては、同一案件として整理しております。

本日、審議をお願いします案件につきましては、「1 未着手都市計画道路(山手植田線等)の見直しについて」、「2 長期未整備公園緑地(勅使ヶ池緑地)の見直しについて」、「3 大清水学術・研究開発拠点地区について」以上3件でございます。

案件概要に記載されていますとおり、まず案件1「未着手都市計画道路(山手植田線等)の見直しについて」を説明・ご審議いただき、第1号議案および第3号議案についてご議決を、次に案件2「長期未整備公園緑地(勅使ヶ池緑地)の見直しについて」を説明・ご審議いただき、第4号議案についてご議決を、最後に案件3「大清水学術・研究開発拠点地区について」を説明・ご審議いただき、第2号議案および第5号議案についてご議決をお願いしたいと存じます。

以上、本日の議事進行について、ご提案させていただきました。いかがでしょうか。

議長

ただいまの事務局からの提案について、円滑な議事進行のため、これを採用したいと思いますが、委員の皆さま、ご異議ございませんでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長

それでは、事務局の提案にしたがいまして、議事を進めます。

それでは、案件1「未着手都市計画道路(山手植田線等)の見直しについて」に係る第1号議案および第3号議案を議題とします。案件の説明を求めます。

街路計画課長
(幹事)

住宅都市局街路計画課長河村と申します。

どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、未着手都市計画道路(山手植田線等)の見直しに関する案件について、ご説明をいたします。

本件に関連する議案は、第1号議案「名古屋都市計画用途地域の変更」及び、第3号議案「名古屋都市計画道路の変更」の2議案でございますが、これらは相互に関連しておりますので、一括してご説明いたします。

議案資料としましては、用途地域に関するものとして、資料番号1-1計画書、1-2総括図、1-3計画図、道路に関するものとして、資料番号3-1計画書、3-2総括図、3-3計画図でございます。ご確認をお願いいたします。

また、当案件は、スライドを使用して、順に説明をいたします。説明の補足資

料としまして、お手元に議案の内容を簡潔にまとめました説明資料と「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）（概要版）」を配布しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、以後は着座にて、説明させていただきます。

本件は、概略図の黒丸で囲んだ箇所の、都市計画道路山手植田線等の変更及び、それに関連する用途地域の変更についてお話しするものでございます。下の図には、現在の山手植田線の区域を示しております。青色の線が山手植田線、そのうち黄色の点線で示しております区域が事業未着手となっております。

こちらは、事業未着手の区間の現地写真でございます。写真①と②は西側の区間の様子、③は新一本松橋という橋梁部の様子を表しております。

ここからは、道路と用途地域、それぞれの都市計画変更の内容について、順に説明させていただきます。はじめに、山手植田線等の都市計画変更についてご説明いたします。

山手植田線は、昭和46年8月に当初の都市計画決定が行われ、起点を昭和区山手通三丁目、終点を天白区植田本町一丁目とする、延長約2,850mの都市計画道路で、図の黄色で示しております、820mの区間が事業未着手となっております。また、計画車線数は4車線で、計画幅員は40mとなっております。現状としましては、植田一本松交差点から終点までの区間は4車線で完成しており、八事天白溪線との交差点から植田一本松交差点までの区間は、2車線で供用しております。

今回の変更の前提についてご説明いたします。本市では、都市計画道路を取り巻く状況の変化を背景として、平成29年3月に、事業未着手の都市計画道路を対象に、路線別の見直しの方向性を取りまとめた、第2次整備プログラムを策定しました。今回は、この整備プログラムで定めた方針に基づいて、山手植田線の一部区間の廃止等を行うものでございます。

スライドには、お手元の「第2次整備プログラム（概要版）」の3ページと同じ内容を表示しております。見直しの手順といたしましては、見直し対象路線ごとに「整備効果の評価」と「事業性の検証」を行い、その評価・検証の結果に従って、「今後整備する路線」と「今後整備しない路線」に分類をいたしました。

この整備プログラムにおける、山手植田線の見直しの方向性として、起点から八事天白溪線との交差点までの区間は「廃止候補路線」、橋梁部は「計画存続路線」と位置付けております。

ここからは、事業性の検証の内容について、ご説明いたします。山手植田線は、ご覧のとおり、起点の八事日赤病院北交差点において、五差路で接続する計画となっております。しかし、道路の構造の一般的技術的基準を定めた「道路構造令」及び、名古屋市の条例では、「道路は、5以上交会させてはならない」と定められており、交通の安全性や円滑化の観点から、事業の実現性は困難であると考えてございます。

次に、地形の起伏についてご説明いたします。スライドの上段には、起点の八事日赤病院北交差点から八事天白溪線までの平面図、下段に縦断図を示しております。赤いラインのとおり、現況の地盤の勾配は最大約13%となっております。

が、道路構造令及び条例に基づくと、山手植田線は、青いラインのように5%で整備する必要があります。道路整備によって地形を大きく削る必要があります、構造上の課題や、地域への影響が大きいものと考えております。

以上より、第2次整備プログラムにおきましては、起点から八事天白溪線との交差点について「廃止候補路線」と位置付けております。4車線道路としての連続性ですとか、防災などの観点から、一定の整備効果は見込まれるものの、八事日赤病院北交差点が五差路となることや、地形の起伏が大きいことから、交通の安全性や円滑化、地域への影響を勘案し、計画を廃止したいと考えております。

スライドには、お手元の説明資料1-2ページの「参考図」と同じ図を表示しております。ただいまご説明した内容に基づき、都市計画の変更内容を示しておりますが、次ページ以降のスライドで、詳しくご説明いたします。

まず、図にお示ししているとおり、山手植田線の黄色の区間については、計画を廃止いたします。なお、青丸は、山手植田線と他の都市計画道路との交差箇所を示しております。

次に、山手植田線の一部区間を廃止することに伴い、赤丸で示しております起点の位置を、八事天白溪線との交差点に変更いたします。また、他の都市計画道路との交差箇所数を4箇所から、3箇所に変更します。なお、茶屋ヶ坂牛巻線及び四谷通隼人町線については、山手植田線の一部区間の廃止に伴い、八事日赤病院北交差点における隅切の区域を削除するものでございます。

最後に、変更後の起点から植田一本松交差点までの区間につきましては、4車線の計画となっておりますが、山手植田線の交通量は、経年的に減少しており、また、黄色い区間の計画を廃止することで、交通量の増加は見込まれないことから、車線数を4車線から、現況と同じ2車線に変更いたします。

以上が、山手植田線等の都市計画変更に関する内容となります。

次に、用途地域の都市計画変更についてご説明いたします。

オレンジ色の枠で示しております部分は、これまで都市計画道路の計画線を用用途地域の境界としておりましたが、都市計画道路の廃止に伴い、用途地域の境界が消滅するため、用途地域の境界をすぐ南側にある区画道路の中心線およびその延長に変更いたします。

このスライドでは、具体的な変更内容をお示ししております。用途地域の定義線の変更に伴って、オレンジ色の枠で示しております区域の用途地域を、第一種低層住居専用地域から第二種低層住居専用地域に変更します。なお、容積率、建蔽率、壁面後退については変更ございません。

以上が、未着手都市計画道路（山手植田線等）に関する内容でございます。なお、本件につきましては、令和7年5月8日から5月22日まで縦覧を行ったところ、意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、名古屋市決定の案件でございますので、当審議会でも可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画の変更を行うこととなります。

それでは、ご審議の程よろしく願いをいたします。

議長 ただいま、ご説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

委員 ご説明ありがとうございました。

 一点、確認の意味でお尋ねしたいと思いますが、当該路線の廃止、それから存続の中で、車線数を減少させていこうという、その基本的な考え方が、先ほどご説明あった第2次整備プログラム、平成29年、2017年3月に、取りまとめられたのが、考え方の根本になっているということで、ご説明ありましたけれど、それ以降、名古屋市の広域交通であるとか、流出入交通を担う高規格な道路ネットワーク、この取りまとめがなされた以降、環状2号線、名二環が全線開通したり、新しい計画道路としては、名岐道路も都市計画がなされたと理解しております。

 この山手植田線が存在する東部地域では、大きな計画の変更はなかったと理解しておりますけれど、もうひとつ、ネットワークの形態とともに、名高速と名二環の料金体系が対距離制に変わったというのが、流出入交通を担う道路のトピックスとしてあったかなと思います。

 対距離料金制は、高速道路の利便性を上げる方向へ動くと思うのですが、利用距離とか、起終点によっては、高速道路ではなくて、下の道を選択するという動きにも作用する面があるのかなというふうに思っておりますけど、こういう広域交通のネットワークの運用面での変化があった影響が、路面街路に負荷をかける方向に出ていないか、それについてちょっと確認をさせていただいて、データを持っておられたらですね、教えていただければと思います。

議長 では、事務局からお願いします。

街路計画課長 委員ご指摘の通りですね、第2次整備プログラム、策定した後でございますが、名古屋市周辺の道路ネットワークの動向といたしまして、令和3年5月に名古屋第二環状自動車道、これが全線開通いたしました。名古屋高速道路と一体となって形成されます「高速道路計画」いわゆるマルサ計画、これが完了したわけでございます。

 また名二環の開通にあわせまして、委員ご指摘のとおり、料金改定が行われました。均一料金制から対距離料金制に変わりました。この地域からも、名古屋都心部に行く場合には、ETC料金は改定前よりも安くなりまして、利便性は高まっているというふうに考えております。

 これらの影響もありまして、名古屋高速道路の交通量自体は、コロナ禍前を上回っているという状況でございます。後ほど、また、ご説明させていただきます。

 一方で山手植田線および名二環の東側の国道153号、こちらにつきましては、交通量が経年的に減少しているという状況でございます。これが山手植田線の交通量でございます。全国道路街路交通情勢調査をもとにしておりますが、経年的に減少しているということが見て取れます。また、その東側の国道153

号、こちらにつきましても、経年的な減少が見受けられます。

一方、名古屋高速道路の交通量につきましては、コロナ禍で一旦減少しているものの、その後料金の改定もございまして、コロナ禍前を上回っているという状況でございます。

これまでご説明しましたとおり、道路ネットワークの観点、そして、交通量の観点を踏まえますと、このプログラムにおいて位置付けた山手植田線の見直しの方針、これの妥当性は、さらに高まっているのではないかとというふうに我々は感じているところでございます。

また、今年の1月に地元説明会も開催いたしまして、地域の皆様からも廃止につきまして、ご理解をいただいたところでございます。これらを踏まえまして、本日、計画の廃止と車線数の変更、これの付議をさせていただいているというところでございます。
どうぞよろしくお願いをいたします。

委員 ひとつお尋ねをいたします。

今回の議案は、廃止する区間を定めるということと、4車線から2車線に変更する。つまり、道路幅は「少なくなる」、「狭くなる」ということなんですけれども、それによる影響というのは、どのようなことを考えていますか。

議長 事務局からお願いいたします。

街路計画課長
(幹事) まず道路を廃止する区間でございますが、こちらは都市計画道路としては整備できておりませんので、現状の今のままということになります。

車線数を4車線から2車線にする区間につきましては、都市計画道路として40mで計画されておりますが、現在も40mで整備がされてございますので、車線数は4車線から2車線に変更いたしますが、幅員自体は、今の現状の道路と同じという状況になりますので、土地利用等への影響はないものと考えてございます。

委員 もうひとつお尋ねします。

この議案の説明資料でいくと、斜線になっているこの区間ですよね。山手植田線の、斜線になって「4車線を2車線に変更する」と書かれている区間は、現状、2車線の整備が終わったのはいつでしたか。

街路計画課長
(幹事) 2車線で整備されております。

委員 それはいつ完成しましたか。

街路計画課長
(幹事) 平成6年に整備されています。

委員

議長、いいですか。

どういう影響が出るかと尋ねた理由は、東から西にこの斜線のところを走って行って、廃止される区間があるので、そこを右に折れると、要するに北に向かっていくと、どこに行くかという「東山元町二丁目」という交差点に行き着くのです。で、「東山元町二丁目」が、急に車の量が増えたというご相談があったのですよ。両面通行の道だったのですが、それまでは生活道路だったところに車が増えてきた、と。

どうやら、その先の、元の方というか、先の方の道路が関連しているんじゃないかというような土木の見解もあり、いろいろと対策をさせてもらったのです。そちらの方に来る車がどこに抜けるかという、動物園の脇を抜けて、広小路に出て、おそらく都心のほうに向かっていく。その先には、本山の交差点があるのです。

従来、計画上、今回廃止されることになっている八事日赤のあたりまで行って、北上していくと、どこにぶつかるかという、これも本山に抜けるのです。そうすると、廃止することによって、先ほど影響はないとおっしゃったのだけど、できていれば、交通量はもう少し広域になってくると、随分変わってくるんじゃないかと思うのです。

いただいている資料で「未着手都市計画道路の整備について」というものを見ると、今の該当する道路は、昭和区、瑞穂区、天白区になっているのですが、北のほうに行くと千種区がありまして、私の地元なのです。

ですから、言ってしまうと、その八事日赤から本山に抜けるというのは、非常に大きなルートになってくるのですよね、都心に行くための。これが、もし完成するならば、「東山元町二丁目」を抜けていく車は少なくなるかもしれない。これを完成することによって、その大きな道路を使って都心に向かっていく。こういう傾向が生まれてくるかもしれないということを、今回なくすということで、どういう影響になるのかということをちょっと考えたのですが、もともと整備された山手植田線というところから、都心に抜けていくルートがなくなるということの影響をどう考えているかということを、ちょっとお尋ねしたい。

街路計画課長
(幹事)

もちろん、今まで計画されていた道路がなくなるということでございますので、八事日赤病院北交差点まで行けた交通がいけなくなって、委員のご指摘の通り、北へ上がっていくという交通形態は今のままということでございます。そういうことになるということで影響はあるかと思いますが、ただ五差路になりますので、我々としては、非常に整備は難しいというふうに考えております。

そこで、我々もただ廃止するだけではなくて、一部、周辺の道路の改良も行いまして、交通の円滑化を図っていきたいというふうに考えてございます。

先ほど委員にご説明いただきました、この黄色で書いてあります、その横の八事天白溪線を北側に上っていくということでございますが、それを突き当たりますと東山テニスセンターがございます。

こちらを左に回るか右に回るかということでございますが、現在の交通状況を我々も調査いたしますと、「四谷通隼人町線」という、これも都市計画道路で

ざいますが、この道路がございまして、ここの道路、高峯町交差点から東山元町6交差点の間、非常に右折車が多いということで、ここで混雑が生じておりまして、この混雑を避けるために右折をして、そのまま北に行って東山動物園に抜けるルートへ行くという方もいらっしゃるかと思いますので、ここの区間の、今、ゼブラになっている区間を、道路改良いたしまして、右折帯を、最大限延長したいというふうに考えております。

それによりまして、この区間の交通の流れをよくしまして、こちらから都心部に向かっていただく交通を促していきたいと、廃止するだけではなくて、こういう改良も併せて行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員

説明は、よくわかりました。

おそらく、道路を整備していく上で、思いもしないところに影響が出てくるといことは、よく承知をしておいていただきたいのです。

もし、仮に延長がきちっとされたのであれば、もしかすると「東山元町二丁目」を抜ける車が減るかもしれない。減っていったかもしれないが、その因果関係もよくわからないまま、おそらく「最近、車が減ったな」みたいな感じになるのかもしれないのだけど。いずれにせよ、思わぬところで、対策を実はしているのですよ。狭窄を作ったりしながらですね。

だから、こういう計画を変えますという今日は議題なので、それは別に反対をするものじゃないのですが、それによってなされたかもしれない、いろんな「影響の緩和」がなされなくなるということも出てくるので、今回、こういうゼブラゾーンを少し活用した道路改造するということだけど、その影響がどこまで出てくるのかというのは、少し広域に考えていただきたいのです。

この「東山元町二丁目」って、非常に不幸な交差点で、同じような道路が、町内にあるのだけど、ちょうど交差点から入っていけるということがあって、ここだけ混むのですよ、要するに。他のところは全く平和なんだよね。

だから、そういう異常、もう数年前から取りかかっているのだけど、私も。影響は、もっと前から出ているのけども、そういったところ、よく今回の対策をした上で、どう変わってくるかというところを少し広域に見ていただきながら。因果関係は、僕はわかりませんよ。ただ、ここが通ると、多分、南から来る車が減ったんだろうなっていうような予測は容易に立つので、そういったところの観点をどうか忘れずに対策をしていっていただきたいと、要望しておきます。以上です。

議長

ありがとうございました。

私もここは地元なので、すごくよく知っているのですが、廃止することは先ほど事務局の説明でわかるのですが、今回のゼブラのところの対策と、あとは、できることとして、「信号現示」をよく考えて、今日も県警の方に来ていただいていますけれど、渋滞長を測って、信号現示が最適なものになっているかということをよく考えていただきたいな、と。

以前、高峯町の信号現示がとてもおかしくて、もう大渋滞だったのですよね。

それが良くなったのが数年前なのでですけど、そういうふうに信号現示で、ものすごく渋滞長は変わりますので、そういう対策も併せて、交通量を観測しながらやっていただければと思いますので、私の方からもちよっと要望させていただきます。

他の皆さんから、何かご意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、質疑はございましたけど、特に異議のある旨のご発言はございませんでしたので、第1号議案及び第3号議案について、原案通り可決してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 それでは原案通り可決いたします。

続きまして、案件2「長期未整備公園緑地（勅使ヶ池緑地）の見直しについて」に係る第4号議案を議題とします。

案件の説明を求めます。

防災・都市施策 都市計画課担当課長の稲垣から説明させていただきます。

担当課長 案件2の「長期未整備公園緑地（勅使ヶ池緑地）の見直し」についてご説明いたします。（幹事）

議案資料といたしましては、資料番号4-1の計画書、4-2の総括図、4-3の計画図でございます。ご確認ください。

当案件は、お手元のスライドを使用して順に説明させていただきます。説明の補足資料として、お手元に議案の内容を簡潔にまとめた説明資料、都市計画案の縦覧時の提出意見等をまとめた「都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」、及び「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）（概要版）」を配布しておりますので、ご確認ください。ちなみに、勅使ヶ池緑地は概要版の23ページ上段に載っております。それでは、以後は着座にて、ご説明させていただきます。

まず、最初に、本市の長期未整備公園緑地の位置図を表示させていただきました。長期未整備公園緑地とは、都市計画決定後、長期間が経過しており、買収が必要な民有地が存在している都市計画公園緑地のことでございます。今回変更を行う勅使ヶ池緑地も長期未整備公園緑地に該当しており、緑区の南東部、豊明市との市境に位置しております。

続いて、勅使ヶ池緑地の概要でございます。都市計画決定の当初決定は昭和40年であり、現在の計画面積は約55.3haとなっております。計画区域のうち、西側一部は現在供用済みですが、計画区域内には民有の樹林地や農地のほか、藤田医科大学病院のグラウンドや駐車場が立地しており、また住宅なども点在し、現在も未整備となっている状況でございます。

続いて、長期未整備公園緑地について、都市計画の見直しの方針についてご説明させていただきます。平成30年3月に策定した「長期未整備公園緑地の都市

計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」において、概要版8ページになりますが、見直しの基本方針として5つ定めております。その中で画面の、画面の一番下である、5番目の方針をご覧ください。5番目の方針として「計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除」を掲げており、その中でも画面で赤く囲いをした範囲の「規模が大きく移転困難な施設」が計画区域内に立地している場合には、その区域の削除を検討することとしております。

勅使ヶ池緑地については、この「規模が大きく移転困難な施設」として藤田医科大学が立地している現状を踏まえまして、勅使ヶ池緑地の計画の変更について検討してまいりました。

次に、今回の都市計画変更の概要でございます。画面の赤色部分が、今回、都市計画緑地を一部削除する区域でございます。藤田医科大学を中心とした一団の区域について、都市計画緑地を削除することとしたものでございます。削除区域は約10.9haであり、勅使ヶ池緑地全体の計画面積は、約55.3haから変更後約44.4haとなります。

最後に、都市計画の案について縦覧を行ったところ、意見書が提出されましたので説明させていただきます。令和7年5月8日から5月22日まで縦覧を行ったところ、1通の意見書が提出されました。

次に、その意見の要旨及び都市計画決定権者の見解を説明させていただきます。まず、画面左側の意見の要旨ですが、「本件は、藤田医科大学の拡張等に伴うものであり、やむを得ないものと考える。」「名古屋市内は緑地が少なく、山林や農地を次々と宅地開発している傾向にある。緑区、天白区、名東区等にはまだまだ山林、農地（緑地）が残っているため、それらを多く保全し、良好な住環境の維持、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の抑制に努めていただけると、名古屋市の価値が向上する。」「今後都市計画を決定する上で、緑地の保全、増加を検討していただけると幸いである。」というご意見をいただきました。

右側に、ご意見に対する都市計画決定権者の見解を示させていただいております。内容といたしましては、「勅使ヶ池緑地は、平成30年3月策定の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」において、規模が大きく移転困難な施設が立地している現状等を踏まえ、削除を検討する区域として位置付けております。そのため、区域の削除を行うこととしたものです。」「本市の都市計画マスタープランでは、「公園緑地の整備や民有地における緑化により緑を創出するとともに、樹林地や農地などの既存の緑や水循環の保全、風土にあった生きものの回復などに、自然環境の持つ多様な機能を活用するというグリーンインフラの考え方を踏まえて取り組むなど、良好で快適な都市環境の形成をはかる」という都市づくりの方針を掲げています。」「今回いただいたご意見も踏まえ、今後も都市計画の決定等を進めてまいります。」とさせていただきます。

以上が、「意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」でございます。

以上が、案件2「長期未整備公園緑地（勅使ヶ池緑地）の見直しについて」の説明でございます。今後の都市計画手続きでございますが、本件は名古屋市決定の案件となりますので、当審議会でも可決いただきましたら、愛知県知事と協議を

行ったのち、都市計画変更を行うこととなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいま、ご説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらどうぞご発言ください。

委員 ご説明ありがとうございました。

1つ、質問させていただければと思いますが、説明資料の2-1にあるような削除区域の設定になっておりますが、先ほどご説明の際にあった、見直しの方針と整備プログラムの23ページの削除検討の区域と、少し区域設定が異なるように見えるのですが、その違いについて考え方等をお聞かせいただけますでしょうか。

防災・都市施策 ご質問ありがとうございます。

担当課長 委員ご指摘の通り、整備プログラムの形ですね、今画面の方に出させていた
(幹事) いておりますが、少し形が違ってございます。これについては、当初平成30年に発表したときには、行政側の方から藤田医科大学さんとか、地域の現状見まして、この形に決定させていただいております。

その後、後から説明がある案件3になるのですが藤田医科大学さんの今後の使い方、それを調整している中で、まだこの形に完全に決定しない、もう少し形が変わってくる可能性がある、ということですので削除せずに調整の期間ということで、今までかかっておりました。

その結果ですね、案件3でまた説明があるのですが、藤田医科大学さんの方の敷地が、こういうふうに使っていくというものが決定いたしましたので、その形と合わせることによって、二次プログラムの形と、少し大きくなるようなところが出てきているというものでございます。

議長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは特に異議のある旨のご発言はございませんでしたので、第4号議案について原案通り可決してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 ありがとうございます。それでは、原案通り可決いたします。

それでは、案件3「大清水学術・研究開発拠点地区について」に係る第2号議案および第5号議案を議題とします。

案件の説明を求めます。

都市計画課長 それでは、案件3の「大清水学術・研究開発拠点地区」について、ご説明いた
(幹事) します。

本件に関連する議案につきましては、第2号議案名古屋都市計画風致地区の変更、第5号議案名古屋都市計画地区計画の決定の2議案でございますが、これらは相互に関連しておりますので、一括してご説明をいたします。

議案資料といたしましては、風致地区に関するものとして、資料番号2-1の計画書、2-2の総括図、2-3の計画図。地区計画に関するものとして、資料番号5-1の計画書、5-2の総括図、5-3の計画図でございます。ご確認ください。

また、案件3の説明資料と「都市計画提案に対する評価結果及びその理由」、都市計画案の縦覧時の提出意見等をまとめた「都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」をご用意いたしましたので、併せてご確認ください。なお、本件は、スクリーンおよびタブレットに表示されますスライドにて順に説明させていただきます。

それでは、以後、着座にてご説明いたします。

スライドをご覧ください。本件の位置、土地利用の状況についてお示ししております。本地区は、本市南東部の丘陵地に位置し、名古屋市緑区と豊明市にまたがる形で、藤田医科大学及び藤田医科大学病院が立地している地区でございます。本市及び豊明市ともに、昭和45年に市街化調整区域に指定しておりますが、それ以前から、大学の建物が立地しております。大学や病院の主な建物は豊明市域に立地しておりまして、名古屋市域は平面駐車場や運動場、器具庫などが立地しております。

次に、市の基本方針における、本地区の位置づけについてご説明します。本市のまちづくりの基本方針である「名古屋市都市計画マスタープラン」の将来都市構造におきましては「自然共生ゾーン」に位置づけ、「現在の豊かな自然環境の維持保全を基本としながら、都市基盤の整備状況に応じた土地利用を展開」することとしております。

続きまして、用途地域等の指定状況についてお示ししております。本地区は、用途地域の指定がない、市街化調整区域となっております。

次に、風致地区の指定状況についてお示ししております。ご覧いただいておりますとおり、本地区は勅使池風致地区内の第1種風致地区となっております。

続いて、都市計画緑地の指定状況についてお示ししております。本地区は、勅使ヶ池緑地内となっておりますが、先ほどご説明しました「案件2」のとおり、本地区は、都市計画緑地の削除対象区域となっております。

続きまして、藤田医科大学及び藤田医科大学病院についてご説明いたします。藤田医科大学病院は、愛知県下で2院のみの、高度救命救急センター、及び、基幹災害拠点病院として指定され、基幹的な医療提供機能を果たしております。広域医療体制において、この地区での機能継続が必須となっておりますが、スライドでお示ししております、2つの課題があります。

1つ目の課題としましては、「都市計画制限により施設更新が困難」であることです。昨今の医療の高度化・専門化や、大規模災害の発生懸念といった背景から、先進医療をリードする医療・学術拠点として必要な機能充実のため、名古屋市域も活用した施設更新・機能強化が必要となっておりますが、市街化調整区域

における開発行為等の制限、風致地区における建築物の高さ制限等により、対応が難しいという課題がございます。

2つ目は、「大学や病院の拡張により緑が減少」していることでございます。本地区は、かつて、樹林や田畑が広がる緑豊かな景観が形成されておりましたが、大学施設や病院施設の拡張を続けてきた結果、緑地面積が大きく減少しているという課題がございます。

ただいまご説明いたしました、2つの課題への対応といたしまして、令和6年10月31日に、学校法人藤田学園から、「地区計画の決定」と本地区の区域において風致地区を削除する、「風致地区の変更」についての都市計画提案がございました。これらは、「医療・学術拠点としての機能継続・充実」のための施設更新と、「みどりの回復・創出による自然共生」の両立を図るためのものがございます。

「建築制限」に係る課題への対応といたしましては、地区計画を定め、その内容に適合する場合は、開発許可が受けられるようにするとともに、風致地区を削除し、建築物の高さ10m以下の制限等を緩和するものでございます。これにより、緑化率30%以上等の風致地区による制限もなくなることになりますが、これらに代わって、地区計画において、建築物の形態規制等を定めるとともに、高質なみどりを確保することで、2つ目の課題である「減少した緑」の回復・創出を図るものでございます。

また、本市への提案にあわせまして、豊明市につきましても「地区計画の決定」について提案がなされております。本提案は、大学や病院のまちづくり構想を踏まえたものですので、次に、まちづくり構想の概要についてご説明いたします。

まちづくりの目標といたしまして、「既存の都市基盤を活かしながら、自然と共生し、人々の安全安心な暮らしと健康長寿社会の基盤となる、次世代健康まちづくり拠点を形成する」と掲げられておりまして、「学術・研究開発拠点の形成」、「高度医療サービス拠点の形成」「医療防災拠点機能の充実」、「緑豊かなまちづくりの推進」を目指すものとなっております。

次に、まちづくり構想で示す、ゾーニング図の概要についてご説明いたします。名古屋市域は、図の右上にお示ししているとおり「学術・研究開発ゾーン」に位置付けられておりまして、「産学連携による研究開発機能の充実」等を図るものとしております。また、「癒しとゆとりをもたらす緑地や広場を配置」すること等が示されております。

市街化調整区域内の地区計画の決定の必要性及び妥当性について、でございますが「高度医療を担う医療・学術拠点として現位置での機能継続が必須」であること、豊明市の「健康医療福祉拠点」の位置づけを踏まえ、両市合わせた一体的な土地利用の方針として整理しております。

また、本件は、病院及び大学施設であり、多様化・高度化する医療ニーズに対応するため、施設の更新・充実を図る計画ではございますが、学生数・職員数・病床数について現状規模を維持するものでございまして、市街化を促進するものではありません。

さらに、市街化調整区域として、豊かな自然環境の維持保全を促進するものであることから、これらの地区の状況に鑑み、市街化調整区域内の地区計画の決定の必要性・妥当性について判断したものでございます。

ただいまご説明いたしました内容を踏まえ、提案されました計画について、都市計画決定及び変更を行う必要性が認められると判断し、「質の高いみどり豊かな環境を形成することで周辺環境との調和を図りつつ、計画的な施設整備と合理的な土地利用を行うことにより、医療分野における先端的な学術・研究開発拠点の形成を図る」ため、「地区計画の決定」及び「風致地区の変更」を行うものでございます。

続いて、具体の都市計画の内容についてご説明いたします。スライドには、目標・方針などについてお示ししてございます。土地利用の方針といたしましては、「質の高いみどり豊かな環境の形成を図るとともに、高度な医療人材を輩出する教育施設等の整備を推進する。また、医療分野イノベーションを創出する研究開発施設等の整備を推進する。」こととしております。その他の方針としましては、名古屋市域に係る本地区の全体で、風致地区の緑化率 30%の規定を上回る、45%以上の緑化率を満たすものとしております。

続いて、地区施設についてお示ししてございます。ご覧のとおり、区域の外周部や新たに整備される都市計画道路平手豊明線の沿道に緑地を整備するものとしております。また、みどりに囲まれながら多様な活動や交流が生み出され、かつ、災害時の活動場所としても活用できるオープンスペースとして、広場を整備することとしております。

次に、建築物等に関する事項として、用途の制限をお示ししてしております。医療分野における先端的な学術・研究開発拠点の形成を図るため、ご覧いただいている用途について建築ができるものとしております。

続いて、壁面の位置の制限についてお示ししてしております。ご覧のとおり、外壁等から、道路境界又は地区計画の区域境界まで、4 m以上とすることとしております。

続いて、その他の建築物等の制限内容をお示ししてしております。「敷地面積の最低限度」、「建蔽率の最高限度」、「高さの最高限度」等を定めることによって、周辺との調和を図り、良好な環境の形成を図るものとしております。また、「緑化率の最低限度」として、条例化できる最大値である「10 分の 2.5」と定めておりますが、先ほどご説明した方針に掲げているとおり、本地区全体で「45%以上」の緑化を確保することとなります。

続きまして、風致地区の変更内容についてご説明いたします。こちらは、勅使池風致地区全域図になります。そのうちの黄色部分が削除区域になります。現在の本地区の面積は、約 266ha になりますが、変更後は約 256ha になります。

次に、変更場所の拡大図です。風致地区の削除区域は、地区計画の決定区域と同一となります。

最後に、地区計画の決定・風致地区の削除による、主な建築制限の変更概要について、現行と変更後を表にまとめて、お示ししてございます。建築物の高さは、緩和することになりますが、外壁面の後退、緑化率については、現行以上に

規制を行うこととなります。風致地区を削除することにはなりますが、自然的環境を活かしたみどりと調和した市街地を形成するという風致地区の目的を、よりきめ細やかに、かつ施設整備と一体的に、地区計画によって実現しようとするものであり、周辺と調和した良好な環境の形成に寄与するものと考えております。

以上が大清水学術・研究開発拠点地区に関する内容でございます。

本件につきましては、令和7年5月8日から5月22日まで、都市計画の案について縦覧を行ったところ、地区計画の案について、1通の意見書が提出されました。それでは、意見の要旨及び都市計画決定権者の見解について、ご説明いたします。

スライドには、お手元の「都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」と同じ内容のものをお示ししております。まずは、スライドの赤枠で囲った箇所の、意見の要旨についてご説明いたします。

「緑化率の最低限度や緑地を設けることにより、緑豊かなまちづくりをすることには賛成である。」「しかし、鳴海町字大清水地内に存在する山林・畑等を造成してまで平手豊明線を整備する必要性に疑問を持っている。この地域には県道220号や熊野豊明線等、多くの道路が既に整備されており、十分すぎるほど道路が存在している。したがって、これ以上道路を増やすことは貴重な財源を無駄遣いすることになるばかりか、既に存在する緑を減らしてしまうこととなり、景観の悪化・ヒートアイランド現象の増長といった多くのデメリットが生じ、名古屋市にとって利益にならないと考える。」「したがって、平手豊明線の未着手区間の削除をした上で、この地域の都市計画の決定をすべきものとする」というものでございます。

次に、ご意見にありました、都市計画道路平手豊明線の整備状況についてご説明いたします。スライドにお示ししている図の、左上から右下にかけて通っている路線が、「都市計画道路平手豊明線」でございます。このうち、黄色で着色している区間が事業未着手となっており、青色の区間が整備済みとなっております。

続きまして、いただいたご意見に対する、都市計画決定権者の見解についてご説明いたします。お手元の「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」の17、18ページもあわせてご覧いただければと思います。

「平手豊明線は、緑区鳴丘三丁目から緑区鳴海町字大清水に至る延長約2,740m、幅員16m、2車線の都市計画道路であり、このうち鳴海町字大清水地内の約680mが事業未着手となっております。この未着手区間は、平成29年3月策定の「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」において、広域交通ネットワークを形成する路線として道路整備の必要性があり、自動車交通の円滑化の面で高い整備効果が見込まれることから、「計画存続路線」と位置付けております。したがって、平手豊明線の計画は存続の上で、大清水学術・研究開発拠点地区計画を決定することが妥当であると考えます。」

以上が、「都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解」でございます。

最後に、今後の都市計画手続きでございますが、いずれも名古屋市決定の案件

でございますので、当審議会で可決されましたら、愛知県知事と協議を行ったのち、都市計画変更及び決定を行うこととなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、ご説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞご発言ください。

委員

お尋ねをします。先ほど、意見と、それから見解をお示しいただきましたけれども、その中に平手豊明線のことをふれられておりました。これは、豊明の方もずっと抜けていく形になるのですよね。

ですから、今のこの見解、都市計画決定権者の見解というのは、名古屋市の見解なのだと思うのですけれども、豊明市においても同じような見解を持っているというふうに承知をされているか、わかれば教えてください。

都市計画課長
(幹事)

豊明市側の平手豊明線につきましても、時期は未定ではございますが、整備する方向で検討していると聞いてございます。

委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

議長

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは特に異議ある旨のご発言はございませんでした。第2号議案および第5号議案について原案どおり可決してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長

ありがとうございます。それでは原案通り可決いたします。

本日の案件は、以上でございます。

熱心なご議論をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。事務局へ司会の進行をお返しいたします。

都市計画課長
(幹事)

本日は長時間にわたり、活発なご議論や貴重なご意見をいただきありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度第1回都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時35分 閉会

7 表決事項

(1) 都市計画案件

第 1号議案	名古屋都市計画用途地域の変更について(付議)	全員可決
第 2号議案	名古屋都市計画風致地区の変更について(付議)	全員可決
第 3号議案	名古屋都市計画道路の変更について(付議)	全員可決
第 4号議案	名古屋都市計画緑地の変更について(付議)	全員可決
第 5号議案	名古屋都市計画地区計画の決定 (大清水学術・研究開発拠点地区計画) について(付議)	全員可決